

住宅の

瓦屋根の耐風改修工事費を補助します！

※改修工事の前に

「**診断**」が
必要です！

改修費用の

最大 **55万2千円** まで補助します！

あなたの家の瓦は大丈夫ですか？

阿波市では、強風による住宅の屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、令和3（2021）年12月31日以前に建築された瓦ぶきの住宅について、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事に必要な費用の一部を補助します。



出典：内閣府

補助制度について

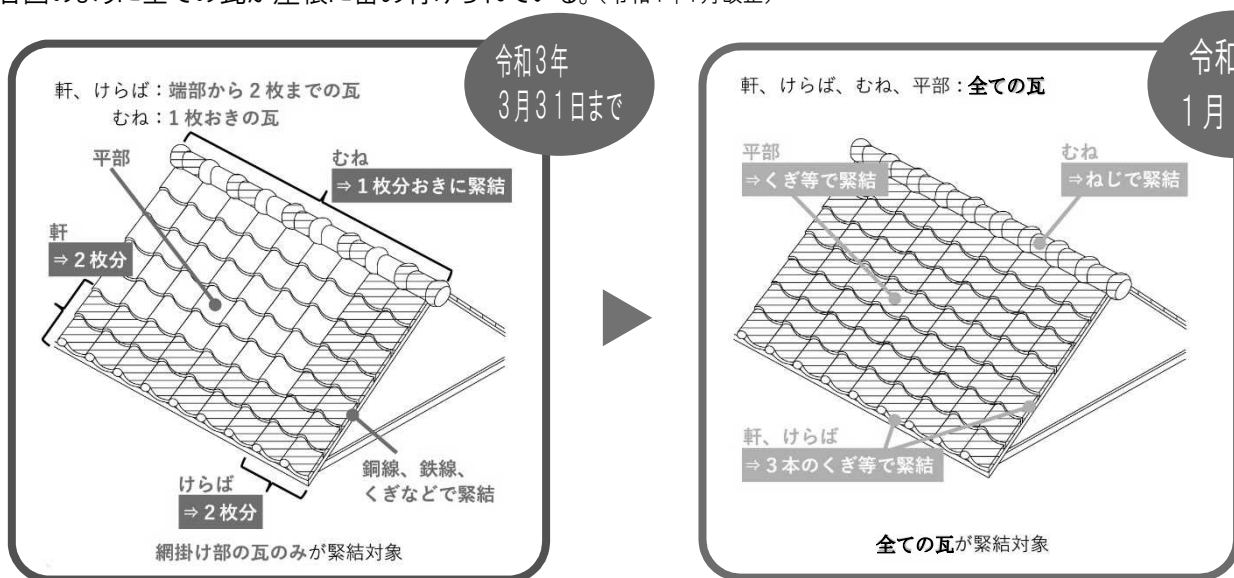
対象者 ⇒ 市内の「瓦屋根の住宅」の所有者又は居住者
市税の滞納がない者

対象となる ⇒ 居住している住宅（長屋、共同住宅、兼用住宅※を含む）※住宅以外の床面積の合計が延べ床面積の1/2未満
住宅 瓦屋根（粘土瓦、プレスセメント瓦）で、令和3年12月31日までにふかれた住宅

補助内容

項目	補助対象	補助率・補助額
耐風診断	●瓦屋根の緊結方法が[基準]に適合しているかどうか専門家に依頼する費用 《専門家》 次のいずれかに該当 (1) 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士(1級、2級)、瓦屋根工事技士	●補助率 診断費の2/3以内 ●補助額 最大2.1万円/棟
耐風改修工事	●専門家による耐風診断の結果、[基準]に適合していない瓦屋根 ●[基準]に適合する屋根への葺替え、改修する工事費用 ※瓦屋根以外への改修も可 《施工業者》 県内に本店、支店、営業所を開設している又は県内に居住する一定条件を満たす者	●補助率 工事費※の23% ●補助額 最大55.2万円/棟 ※補助対象限度額 2.4万円×屋根面積(㎡) (上限240万円/棟)

[基準]：右図のように全ての瓦が屋根に留め付けられている。(令和4年1月改正)



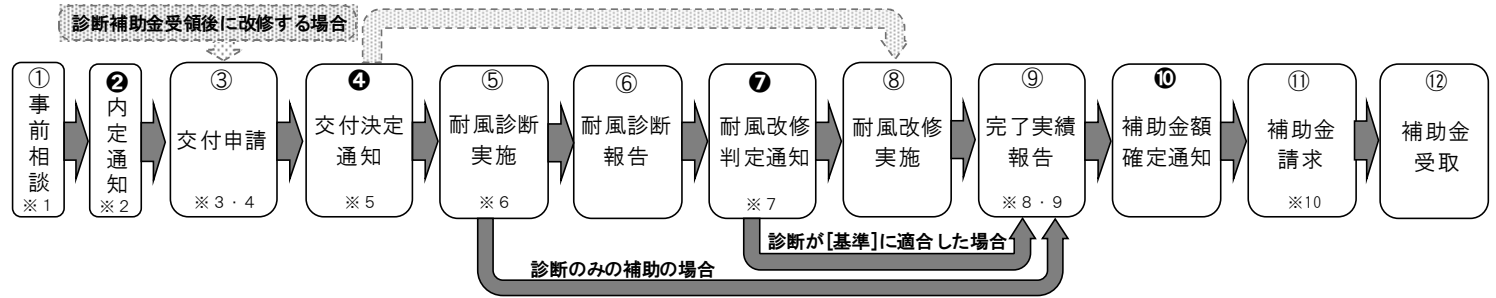
出典：(一財)日本建築防災協会

◆ この補助制度に関するお問い合わせは、 **阿波市建設部住宅課** (本庁2階48番窓口) まで

TEL 0883-36-8731 FAX 0883-36-8763 E-mail jyutaku@awa.i-tokushima.jp

相談から補助までの流れ

「①③⑤⑥⑧⑨⑪⑫」は申請者が、「②④⑦⑩」は阿波市が行います。



※1：補助要件を確認するため事前相談が必要です。耐風改修工事は工事前に原則耐風診断を行う必要があります。ただし、強風等で被災し、明らかに[基準]に適合していない、又は専門家が補助要件と同等の耐風診断を実施した場合は、補助による耐風診断を省略できることもあります。詳しくは、お問合せください。

事前相談は、次の必要書類を添えて提出してください。 ※各申請等に必要な書類は、ホームページで確認できます。

- (1) 事前相談書（様式第1号）
- (2) 住宅の付近見取り図（住宅地図等）
- (3) 耐風診断に関する同意書（貸家又は借家の場合に限る）
- (4) 瓦屋根のカラー写真（住宅の全景及び瓦屋根と確認できるもの。また、強風等により被災している場合は被災状況が確認できる写真も提出）

※2：事前相談にたいして内定通知を行います。

※3：交付申請は、内定通知を受けた日から60日又は内定を受けた日が属す年度の11月末までのいずれか早い日までに行ってください。申請又は期日延長の連絡が無い場合は、補助金の交付を辞退したものとします。

※4：耐風改修工事が行いたい場合は、耐風診断と併せて申請ができます。ただし、耐風改修工事への着手は、阿波市が通知する「⑦耐風改修判定」の受領後になります。

交付申請は、次の(1)から(5)の書類に受けた補助メニューに応じた必要書類を添えて提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 完納証明書
- (3) 申請者が住宅に居住していることが確認できる書類（住民票その他住宅に居住していることが確認できる公的機関等が交付した書類の写し）
- (4) 住宅と確認できる書類（建築物の登記事項証明書その他住宅と確認できる公的機関等が交付した書類の写し）
- (5) 住宅部分と店舗等の部分が確認できる平面図（兼用住宅の場合のみ ※各々の床面積が計算できる寸法を記入したものに限る）

□耐風診断のみの場合【補助までの流れ：①→②→③→④→⑤→⑨→⑩→⑪→⑫】

- ・耐風診断の見積書の写し
- ・耐風診断を行う診断者の資格を証する書類の写し

□耐風診断と併せて耐風改修を行う場合【補助までの流れ：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫】

【申請時に提出】

- ・耐風診断及び耐風改修の見積書の写し
- ・診断者の資格を証する書類の写し
- ・屋根面積が確認できる耐風改修後の屋根伏図

【耐風診断後又は耐風改修の着手前に提出】

- ・完了実績報告の「耐風診断のみの場合」に提出する書類
- ・耐風診断の結果が[基準]に適合しない場合は、次の書類も併せて提出のこと。
- ただし、[基準]に適合しないと仮定して申請時に提出した場合又は[基準]に適合する場合は要しない
- (ア) 施工業者の資格を証する書類の写し
- (イ) 工事管理者の資格を証する書類の写し
- (ウ) 耐風改修の内容が確認できる設計図書

□耐風診断の補助金受領後に耐風改修工事を行う場合【補助までの流れ：③→④→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫】

- ・屋根面積が確認できる耐風改修後の屋根伏図
- ・上記の(ア)から(ウ)の書類
- ・耐風診断支援事業による瓦屋根上調査票の写し

※5：交付決定通知前に耐風診断等の契約をすると補助対象となりません。

※6：「耐風診断のみ」の申請の場合は、耐風診断完了後に「⑨完了実績報告」を行ってください。

※7：補助メニューが「耐風診断と併せて耐風改修を行う場合」で、耐風診断の結果が[基準]に適合した場合は、補助金交付変更申請が必要になります。

※8：申請当初の見積り金額から変更があった場合は、変更申請が必要になる場合があります。

※9：完了実績報告の締め切りは、原則2月末日です。期日に間に合わない場合はお問い合わせください。

完了実績報告は、次の(1)から(4)の書類に実地した補助メニューに応じた必要書類を添えて提出してください。

- (1) 完了実績報告書（様式第7号）
- (2) 補助金精算書（様式第8号）
- (3) 契約書の写し（変更が生じた場合は、変更契約書の写しも提出）
- (4) 領収書の写し（受領委任の場合は、工事代金から補助金を差し引いた金額の領収書の写し）

□耐風診断のみの場合

- ・瓦屋根耐風診断報告書（様式第3号）
- ・瓦屋根上調査票
- ・現地調査の写真（住宅の全景、調査状況が確認できるもの）

※10：補助金は、阿波市から施工業者等に直接支払う（受領委任）こともできます。